

名護市建設工事等請負業者指名選定基準に関する要綱

建設工事等請負業者指名選定基準（平成16年告示第76号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び委託業務（建設工事に係る設計、監理及び調査を委託する業務をいう。以下同じ。）の請負契約における指名競争入札の指名業者を選定する基準について、名護市建設工事請負等競争入札参加者資格及び指名基準に関する規則（平成30年規則第1号）第7条及び第8条に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内業者 名護市内に本店又は本社（以下「本店等」といい、建設工事にあっては、当該本店等が主たる営業所として建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による許可を受けていることをいう。）を有している業者をいう。
- (2) 準市内業者 沖縄県内に本店等を有している業者のうち、名護市内に支店又は営業所（建設工事にあっては、当該支店又は営業所が建設業法の規定による許可を受けていること。）を有し、本店等から委任状が提出され、請負契約の見積り、入札、契約締結等に係る実体的な行為を行う事務所を有しているものをいう。
- (3) 市外業者 前2号に掲げる業者以外の者をいう。
- (4) 選定委員会 名護市建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規程（平成元年訓令第1号。以下「規程」という。）で定める委員会をいう。
- (5) 選定案件 規程第4条第1号及び第2号により決定された案件をいう。
- (6) 選定外案件 前号に規定する案件以外をいう。

（指名業者数等）

第3条 指名業者の数は、15を基準とする。

2 業者の指名は、建設工事にあっては工事種別ごとに、委託業務にあっては業種別ごとに行うものとする。ただし、工事種別及び業種別（以下「工事種別等」という。）ごとに指名しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

（指名方法）

第4条 指名業者の選定は、次の方法で行うものとする。

種類	指名の方法
建設工事	発注する工事に登録を行っている者から次に掲げる事項を考慮し選定する。 (1) 指名回数 (2) 総合評点（建設業法第27条の29で規定する総合評定値に主観点数を加えた点数をいう。）
委託業務 (土木設計・建築設計)	発注する業務に登録を行っている者から次に掲げる事項を考慮し選定する。 (1) 指名回数 (2) 主観点数 (3) 技術者数（業務に係る者に限る。） (4) 職員数 (5) 名護市内在住職員数

委託業務 (土木設計・建築設計以外)	発注する業務に登録を行っている者から次に掲げる事項を考慮し選定する。 (1) 指名回数 (2) 技術者数（業務に係る者に限る。） (3) 職員数 (4) 名護市内在住職員数
-----------------------	--

2 指名回数は、次のとおりとする。

- (1) 選定案件 選定案件について指名された回数
- (2) 選定外案件 選定案件及び選定外案件について指名された回数

3 前項に規定する指名回数は、名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき実施された入札において指名された回数を含まないものとする。

4 異なる工事種別等で指名がある場合の指名回数は、工事種別等ごとに指名された回数とする。

5 指名業者の選定に当たっては、名護市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成25年条例第28条）第5条第2項の規定に基づき市内業者に機会を与えるように努めるものとする。ただし、現に指名することができる市内業者が指名の対象となる全ての市内業者の3割に満たない場合又は特殊な技術が必要である建設工事又は委託業務の場合等において、準市内業者又は市外業者を選定することを妨げるものではない。

6 専門的な資格等が必要な案件で、第1項による方法で選定することが困難な場合は、その内容等を考慮した上で指名業者の選定を行うことができる。

（指名から除かれる者）

第5条 次のいずれかに該当する業者は、原則として指名から除くものとする。

- (1) 指名業者を選定する年度において、市の発注した建設工事又は委託業務を既に受注した者及び前年度からの繰越により継続して市の発注した建設工事又は委託業務を現に施工又は履行している者
- (2) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）の規定に基づき、指名停止の措置を受けた者
- (3) 法令等に違反している現場等に施工業者等として関わっていることが明らかな者
- (4) その他選定委員会において指名を見合わせることが決定された者

2 前項第1号の規定は、工事種別等ごとに次のとおり適用する。

- (1) 選定案件 選定案件の受注状況
 - (2) 選定外案件 選定案件及び選定外案件の受注状況
- （指名から除かれる者の例外）

第6条 次のいずれかに該当する業者は、前条第1項第1号の規定にかかわらず、指名に加えることができる。

- (1) 現に指名することができる市内業者が、指名の対象となる全ての市内業者の3割に満たない場合に限り、施工中の建設工事又は履行中の委託業務の進捗率が80%以上に達している者
- (2) 受注業者の責めに帰さない理由により工事が着手できない又は工事の進捗率が遅れるなどの状態が当分続く見込みから工事の一時中止の措置を受けている者で、選定委員会において指名から除かないと決定されたもの
- (3) 受注業者の責めに帰さない理由により委託業務が着手できない又は委託業務の進捗率が遅れるなどの状態が当分続く見込みである者で、選定委員会において指名から除かないと決定されたもの

(4) その他社会情勢、受注状況等を考慮し、選定委員会において指名から除かないと決定された者
(補則)

第7条 この要綱に定めがあるもののほか、指名業者の選定に関し必要な事項は、選定委員会の委員長が決する。

附 則（平成30年5月18日告示第91号）

この要綱は、告示の日から施行する。